

株 主 各 位

大阪市西区阿波座1丁目15番15号

株式会社 **カワタ**

**第75期定時株主総会招集ご通知に際しての
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）**

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1. 連結計算書類
 - （1）連結株主資本等変動計算書
 - （2）連結注記表
2. 計算書類
 - （1）株主資本等変動計算書
 - （2）個別注記表
3. 監査報告書
 - （1）連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - （2）会計監査人の監査報告書
 - （3）監査等委員会の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連結株主資本等変動計算書
(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	977,142	1,069,391	8,812,922	△ 131,654	10,727,800
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 290,350		△ 290,350
親会社株主に帰属する当期純利益			929,097		929,097
自己株式の取得				△ 55	△ 55
自己株式の処分				2,209	2,209
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	—	638,747	2,154	640,902
2024年3月31日残高	977,142	1,069,391	9,451,669	△ 129,500	11,368,702

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
2023年4月1日残高	127,226	684,454	811,681	220,591	11,760,073
連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△ 290,350
親会社株主に帰属する当期純利益					929,097
自己株式の取得					△ 55
自己株式の処分					2,209
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	100,405	130,386	230,791	10,324	241,115
連結会計年度変動額合計	100,405	130,386	230,791	10,324	882,017
2024年3月31日残高	227,631	814,840	1,042,472	230,915	12,642,091

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

子会社はカワタU.S.A.I.N.C.、カワタマシナリーメキシコS.A.D.E C.V.、カワタパシフィックP.T.E.L.T.D.、カワタタイランドC.O.,L.T.D.、カワタマーケティングS.D.N.B.H.D.、P.T.カワタインドネシア、P.T.カワタマーケティングインドネシア、カワタマシナリーベトナムC.O.,L.T.D.、川田機械製造(上海)有限公司、川田機械香港有限公司、川田国際股份有限公司、(株)サーモテック、エム・エルエンジニアリング(株)、(株)レイケンの14社であり、すべて連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日は、エム・エルエンジニアリング(株)を除き、いずれも12月31日であり、差異が3カ月を超えないため当該決算日現在の計算書類によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結計算書類作成上必要な調整を行っております。なお、エム・エルエンジニアリング(株)の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(ハ) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内子会社

定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

在外子会社

定額法

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(ハ) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当連結会計年度に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(ニ) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、主に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

(イ) 当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは、プラスチック製品製造機器の製造、販売及びこれに関連するシステムエンジニアリングその他のサービスの提供を行っております。

(ロ) 当社グループが当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

(i) 製品の販売

顧客との契約の中で当社グループが据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は出荷時点（輸出取引の場合は、貿易条件に基づき製品を船積みした時点）において当該製品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

(ii) システムエンジニアリングサービスの提供

顧客仕様で他に転用できないものがほとんどであり、義務の履行を完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法（総原価見積額に対する発生原価の割合）によっております。また、進捗度を合理的に見積ることができないものについては、発生した費用の額で収益を認識しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(iii) その他サービスの提供

主に製品に関連した修理、メンテナンスであり、サービス完了後に対価を収受する権利を有することから、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんについては、発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしております。

⑦その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(ii) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建売掛金・買掛金
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理及び金利スワップ取引の特例処理については有効性の評価の判定を省略しております。

2. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「コミットメントライン手数料」は、より適切な表示の観点から見直しを行い、当連結会計年度より科目を集約し「資金調達費用」として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当期計上額 18,611千円（繰延税金資産（純額））
- ②その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(イ) 算出方法並びに主要な仮定

繰延税金資産は、当社並びに連結子会社の各社別に将来の課税所得及びタックス・プランニングを検討した上で、法定実効税率を用いて計上しており、課税所得の見積りは、実績並びに翌期を含む中期経営計画を基礎としており、海外連結子会社については、地政学的要因や過年度の業績推移等も加味し、当連結会計年度における繰延税金資産の計上は行っておりません。

中期経営計画においては、当社グループの主力業界である自動車関連、電子部品関連業界については、裾野も広く今後も伸びが期待できる業界であり、特に自動車の電動化、自動運転化、車体の軽量化、一体成形化(ギガキャスト)等に積極的に資源を投入すること、また、タブレット、PC、スマホ、VR等の通信機器機拡大、AI、IoT、5G等のデジタル化推進の動きに対する的確な対応等を実施し、より強靱な事業体の構築を進めていきます。なお、これらに加え、既存市場及び新規、成長市場を分析した上で、セグメント単位での施策も定めております。

(ロ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

重篤な感染症の流行、地政学的リスクの顕在化、資源価格・原材料価格の高騰を背景とした急速なインフレなどにより、経済活動に大きな支障が生じた場合や脱炭素等に伴う急激なプラスチック削減化による著しい需要の減退が発生した場合において、課税所得の見積額が減少し、会計基準に照らしても、繰延税金資産の取崩しを行わねばならない際には、取崩に伴う損失が発生する可能性があります。

(2) システムエンジニアングサービスの提供における一定の期間にわたり履行義務を充足する契約による収益認識

①当期計上額（未完成部分） 2,647,504千円

なお、上記には原価回収基準によっている契約が含まれており、これを除いた金額は、1,623,419千円であります。

②その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(イ) 算出方法並びに主要な仮定

顧客仕様で他に転用できないものがほとんどであり、義務の履行を完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法（総原価見積額に対する発生原価の割合）によっております。また、進捗度を合理的に見積ることができないものについては、発生した費用の額で収益を認識しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、インプット法における総原価見積額は、過去の実績値を基礎としつつ、個々の案件特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しております。

(ロ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実行予算は、定期的な見直しを行っておりますが、当初想定していなかった仕様変更や追加加工数の発生などにより、進捗率に著しい変動が生じた場合、重篤な感染症の流行、地政学的リスクの顕在化、資源価格・原材料価格の高騰を背景とした急速なインフレなどに伴う前提条件の急変により、実行予算も大幅な見直しとなった場合には、結果として業績に影響を

及ぼす可能性はあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	84,351 千円
土地	227,600 千円
建設仮勘定	195,601 千円
計	507,552 千円

②担保に係る債務

短期借入金	318,704 千円
長期借入金	402,296 千円
計	721,000 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,260,202 千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形 71,773 千円が受取手形に含まれております。

(4) コミットメントライン（特定融資枠契約）

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関 3 社と総額 1,500,000 千円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は 1,500,000 千円であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,210,000 株

(2) 配当に関する事項

①配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通 株式	145	20.50	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年10月31日 取締役会	普通 株式	145	20.50	2023年9月30日	2023年12月7日

(注) 2023年6月28日定時株主総会決議及び2023年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式に対する配当金2百万円がそれぞれ含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	145	20.50	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日開催予定の定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入及び社債による方針です。デリバティブ取引は、将来の為替変動及び借入金の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、グループ各社の基準（与信管理規程等）に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金及び社債については、事業投資資金は社債や長期借入金により調達し、運転資金は短期借入金により調達することを基本方針としております。短期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建の営業債権、営業債務の為替の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っており、契約先は信用度の高い金融機関に限定しております。グループ各社毎の決裁基準に基づいて取引の執行を行い、当該取引状況については毎月子会社から親会社へ報告する体制にしております。また、借入金の金利変動リスクを回避するため、親会社の長期借入金の一部で金利スワップ取引を行っており、契約先は信用度の高い金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、1.「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」(4)「会計方針に関する事項」⑦「その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載されている (ロ)「ヘッジ会計の処理」をご覧ください。

当社グループでは、各社からの報告に基づき資金計画を適時に作成・更新を行い、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	473,115	473,115	—
資産計	473,115	473,115	—
長期借入金	4,468,000	4,439,565	△28,434
負債計	4,468,000	4,439,565	△28,434

(注) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似す

るものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	473,115	—	—	473,115
資産計	473,115	—	—	473,115

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,439,565	—	4,439,565
負債計	—	4,439,565	—	4,439,565

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しており、取引所の価格によっております。

(2) 長期借入金

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは単一の「プラスチック製品製造機器事業」を営んでおり、分解を検討するにあたっては、取締役会が経営資源の配分の決定や業績評価、中長期的な経営戦略を立案するにあたって基礎となり、かつ、独立した数値が入手可能な単位や決算説明会資料などの法定書類外で開示を行っている情報を中心に考慮し、地域別での収益の分解情報を示しております。

(単位：千円)

	日本	東アジア	東南アジア	北中米	合計
一時点で移転される財	12,853,747	4,726,523	1,874,590	250,871	19,705,732
一定の期間にわたり移転される財	3,012,007	1,777,168	—	—	4,789,175
顧客との契約から生じる収益	15,865,754	6,503,691	1,874,590	250,871	24,494,908
外部顧客への売上高	15,865,754	6,503,691	1,874,590	250,871	24,494,908

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 代理人として行動する場合

連結子会社が行う販売活動の一部について他の当事者が関与しております。在庫リスクを負っておらず、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当該連結子会社の履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しております。

また、取引価格は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

②保証義務

顧客との特別な取り決めがある場合を除き、原則として、製品の販売については顧客の指定場所に納入後、システムエンジニアリングサービスの提供については顧客による検収後、1年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。

当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

③通常の支払期限

顧客との契約の定めに従っており一律の期限はありませんが、履行義務が充足された後、1年以内に受領しているため、重大な金融要素を含んでおらず、また、対価の金額が変動し得る重要な変動対価はありません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,084,399	7,396,204
契約資産	1,237,913	1,357,487
契約負債	1,581,498	763,584

契約資産の増減は、収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであり、契約負債の増減は、前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,556,557千円です。

なお、通常の支払時期に関しては、上記(2)③に記載のとおり、契約負債の有無を含め、顧客との契約の定めに従ったものとなりますが、履行義務の充足時点が支払時期の起点となっているものが多いため、履行義務の充足の時期がずれた場合は、その分だけ支払時期の起点が遅くなることとなります。ただし、履行義務充足時から支払期限が1年を超えるものはありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(イ) 当連結会計年度末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	8,060,441
1年超2年以内	1,184,603
2年超3年以内	516,638
合計	9,761,683

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,777円84銭
1株当たり当期純利益	133円10銭

9. 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年4月1日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	2,432,375	4,458,158	△ 131,654	6,373,037
当期変動額										
剰余金の配当							△ 290,350	△ 290,350		△ 290,350
当期純利益							245,495	245,495		245,495
自己株式の取得									△ 55	△ 55
自己株式の処分									2,209	2,209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 44,854	△ 44,854	2,154	△ 42,699
2024年3月31日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	2,387,521	4,413,303	△ 129,500	6,330,337

(単位:千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日残高	125,373	125,373	6,498,410
当期変動額			
剰余金の配当			△ 290,350
当期純利益			245,495
自己株式の取得			△ 55
自己株式の処分			2,209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	96,340	96,340	96,340
当期変動額合計	96,340	96,340	53,640
2024年3月31日残高	221,714	221,714	6,552,051

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

材 料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当期に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）への当社株式の給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

①当社の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、プラスチック製品製造機器の製造、販売及びこれに関連するシステムエンジニアリングその他のサービスの提供を行っております。

②当社が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

(イ)製品の販売

顧客との契約の中で当社が据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は出荷時点（輸出取引の場合は、貿易条件に基づき製品を船積みした時点）において当該製品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

(ロ)システムエンジニアリングサービスの提供

顧客仕様で他に転用できないものがほとんどであり、義務の履行を完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法（総原価見積額に対する発生原価の割合）によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(ハ)その他サービスの提供

主に製品に関連した修理、メンテナンスであり、サービス完了後に対価を収受する権利を有することから、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

(5)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建売掛金・買掛金
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理及び金利スワップ取引の特例処理については有効性の評価の判定を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当期計上額 102,719千円（繰延税金資産（純額））

②その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(イ) 算出方法並びに主要な仮定

繰延税金資産は、将来の課税所得及びタックス・プランニングを検討した上で、法定実効税率を用いて計上しており、課税所得の見積りは、実績並びに翌期を含む中期経営計画を基礎としております。

中期経営計画においては、当社の主力業界である自動車関連、電子部品関連業界については、裾野も広く今後も伸びが期待できる業界であり、特に自動車の電動化、自動運転化、車体の軽量化、一体成形化(ギガキャスト)等に積極的に資源を投入すること、また、タブレット、PC、スマホ、VR等の通信機器機拡大、AI、IoT、5G等のデジタル化推進の動きに対する的確な対応等を実施し、より強靱な事業体の構築を進めていきます。

(ロ) 翌期の計算書類に与える影響

重篤な感染症の流行、地政学的リスクの顕在化、資源価格・原材料価格の高騰を背景とした急速なインフレなどにより、経済活動に大きな支障が生じた場合や脱炭素等に伴う急激なプラスチック削減化による著しい需要の減退が発生した場合において、課税所得の見積額が減少し、会計基準に照らしても、繰延税金資産の取崩しを行わねばならない際には、取崩に伴う損失が発生する可能性があります。

(2) システムエンジニアリングサービスの提供における一定の期間にわたり履行義務を充足する契約による収益認識

①当期計上額（未完成部分） 1,623,419千円

②その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(イ) 算出方法並びに主要な仮定

顧客仕様で他に転用できないものがほとんどであり、義務の履行を完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、

コストに基づくインプット法（総原価見積額に対する発生原価の割合）によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、インプット法における総原価見積額は、過去の実績値を基礎としつつ、個々の案件特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しております。

(ロ)翌期の計算書類に与える影響

実行予算は、定期的な見直しを行っておりますが、当初想定していなかった仕様変更や追加工数の発生などにより、進捗率に著しい変動が生じた場合、重篤な感染症の流行、地政学的リスクの顕在化、資源価格・原材料価格の高騰を背景とした急速なインフレなどに伴う前提条件の急変により、実行予算も大幅な見直しとなった場合には、結果として業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	68,416 千円
構築物	15,935 千円
土地	227,600 千円
計	311,951 千円

②担保に係る債務

短期借入金	200,000 千円
長期借入金	— 千円
計	200,000 千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額

2,405,193 千円

(3)保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	291,620 千円
子会社のリース取引に対する債務保証	5,491 千円

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	91,061 千円
短期金銭債務	228,936 千円
長期金銭債務	65,880 千円

(5)期末日満期手形

期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末が金融機関の休日であったため、期末日満期手形 71,773 千円が受取手形に含まれております。

(6)コミットメントライン（特定融資枠契約）

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関 3 社と総額 1,500,000 千円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は 1,500,000 千円であります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	432,343 千円
仕入高	1,409,179 千円
販売費及び一般管理費	6,959 千円
営業取引以外の取引高	348,413 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 228,967 株

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式100,659株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与	60,214 千円
棚卸資産評価損否認	15,294 千円
製品保証引当金	18,443 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	158,955 千円
株式評価損否認	22,041 千円
関係会社株式等評価損否認	187,761 千円
会員権評価損否認	2,484 千円
退職給付引当金	99,861 千円
減損損失	3,244 千円
その他	45,088 千円
繰延税金資産小計	613,389 千円
評価性引当額	△401,621 千円
繰延税金資産合計	211,768 千円
その他有価証券評価差額金	△83,838 千円
土地圧縮積立金	△25,210 千円
繰延税金負債合計	△109,048 千円
繰延税金資産純額	102,719 千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	關サ一モテック	大阪市西成区	33,400千円	プラスチック製品製造機器事業	(所有) 直接65.0 間接35.0	兼任2名	当社製品の製造	プラスチック製品製造機器の仕入	886,228	買掛金	152,619
								固定資産賃貸料	67,014	—	—
子会社	P.T. カワタインドネシア	インドネシア共和国西ジャバ州	4,000千米ドル	プラスチック製品製造機器事業	(所有) 直接90.0 間接10.0	兼任1名 出向1名	当社製品の製造・販売・据付工事及びアフターサービス	—	—	関係会社長期貸付金	499,653
子会社	川田機械製造(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	7,025千米ドル	プラスチック製品製造機器事業	(所有) 直接100.0	兼任4名 出向2名	当社製品の製造・販売・据付工事及びアフターサービス	資金の回収	388,400	関係会社長期貸付金	416,600
								金融機関からの借入金に対する債務保証	291,620	—	—
子会社	カワタマシナリーメキシコS.A. DE C.V	メキシコ合衆国クワロ州	18,500千メキシコペソ	プラスチック製品製造機器事業	(所有) 直接100.0	兼任2名 出向1名	当社製品の販売・据付工事及びアフターサービス	資金の貸付	75,000	関係会社長期貸付金	340,000
								リース会社とのリース契約に対する債務保証	5,491	—	—
子会社	カワタU.S.A. INC.	米国イリノイ州	80千米ドル	プラスチック製品製造機器事業	(所有) 直接100.0	兼任3名 出向1名	当社製品の販売・据付工事及びアフターサービス	資金の貸付	118,981	関係会社長期貸付金	387,609

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売買価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 固定資産賃貸料及び受取利息については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。
4. 以下の子会社への貸付金に対し、合計519,124千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において合計190,712千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (P.T. カワタインドネシア、カワタマシナリーメキシコS.A. DE C.V、カワタU.S.A. INC.)

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	938円55銭
1株当たり当期純利益	35円17銭

10. 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社カワタ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木村 容子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワタの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社カワタ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木村 容子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワタの2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社カワタ 監査等委員会

常勤監査等委員	田 端 久 和	㊟
監査等委員	渡 部 寛	㊟
監査等委員	伊 藤 芳 伸	㊟
監査等委員	飯 塚 一 雄	㊟

(注) 常勤監査等委員田端久和、監査等委員渡部 寛、伊藤芳伸、並びに飯塚一雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上